

官報

號外 昭和九年三月二十三日

○第六十五回 衆議院議事速記録第二十七號

○帝國議會衆議院議事速記録第二十七號

昭和九年三月二十二日(木曜日)

午後一時十五分開議

議事日程 第二十六號

昭和九年三月二十二日

午後一時開議

第一 暈和九年度一般會計歲出ノ財源

ニ充ツル爲公債第二次追加發行ニ關

スル法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第二 未成年者飲酒禁止法中改正法律

案(栗原彦三郎君外十二名提出)

第一讀會

第三 傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等

ノ鐵道船舶等乘車船優遇ニ關スル法

律案(江藤源九郎君提出)

第一讀會

第四 傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等

ノ鐵道船舶等乘車船優遇ニ關スル法

律案(上原平太郎君外二名提出)

第一讀會

第五 膠州灣舊借地引渡ニ關スル條約

實施ニ伴フ損害ノ補償ニ關スル法律

案(久山知之君外二名提出)

第一讀會

第六 民事訴訟法中改正法律案(小池

四郎君提出)

第一讀會

第七 借地借家調停法中改正法律案

(牧野賤男君外十三名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

官報號外

昭和九年三月二十三日

衆議院議事速記録第二十七號

議長ノ報告

函館市ノ罹災狀況ニ關スル

國務大臣ノ報告

星島二郎君

松谷與二郎君

增田義一君

山川儀重君

小作法案

杉山元治郎君

(以上三月二十日提出)

提出者

中野種一郎君

庶民金融機關監督ニ關スル質問主意書

提出者

中野種一郎君

砂鐵製鍊法ノ研究獎勵ニ關スル質問主意書

提出者

高橋壽太郎君

君外十三名提出

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會

第九 刑法中改正法律案(作田高太郎君外十三名提出)

第一讀會

第十 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第十一 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第十二 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第十三 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第十四 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第十五 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第十六 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第十七 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第十八 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第十九 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第二十 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第二十一 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第二十二 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第二十三 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第二十四 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第二十五 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第二十六 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第二十七 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第二十八 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第二十九 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第三十 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第三十一 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第三十二 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第三十三 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第三十四 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第三十五 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第三十六 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第三十七 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第三十八 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第三十九 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第四十 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第四十一 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第四十二 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第四十三 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第四十四 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第四十五 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第四十六 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第四十七 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第四十八 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第四十九 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第五十 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第五十一 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第五十二 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第五十三 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第五十四 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第五十五 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第五十六 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第五十七 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第五十八 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第五十九 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第六十 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第六十一 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第六十二 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第六十三 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第六十四 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第六十五 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第六十六 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第六十七 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第六十八 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第六十九 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第七十 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第七十一 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第七十二 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第七十三 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

關スル件)(山道襄一君外二名提出)

第一讀會

第七十四 決議案(高橋大藏大臣ノ責任ニ

</div

ノ大體ノ趣旨アリマス、本案ノ質疑ニ入
リマシテ、大體鑄業法ト温泉閉止ノ問題、乃至改

正案規定ノ鑄物ト國防トノ關係、鑄業行政
刷新ニ關スル問題等、重要ナル質疑ガ交サ

レタノデアリマスルガ、討論ニ入りマシテ、
政友會ノ加藤鏡五郎君ヨリ賛成ノ意味ノ御

發言ガアリ、民政黨ノ田島勝太郎君ヨリモ、
同様賛成ノ意味ノ御演説ガアツタノデアリ

マス、要シマスルニ、本案ハ時勢ノ進運ニ
鑑ミマシテ、產業上、國防上ニ於キマシテ、
當然必要デアリマスル所ノ改正ヲ、茲ニ現

ハシタモノデアリマシテ、是ガ事業ノ圓滿
ナル發展ニ對シマシテハ、斯様ナ改正ト云
フコトガ特ニ必要デアルノデアリマス、一
方ニ保護ヲ與ヘ、一方ニ監督權ヲ發揚致シ
マシテ、是ガ事業ノ發展ヲ期シマスルコト
ハ、寧ロ遲キニ失スル、政府ノ提案ガ寧ロ
遅キニ失スルト云フ意味ノ論旨デアツタノ
デアリマス、次デ採決ニ入リマシテ

全會一致ヲ以チマシテ可決確定致シタ次第
デゴザイマス、詳細ハ速記錄ニ於テ御承知
願ヒタイノデアリマスルガ、何卒委員會
決定ノ如ク御承認アランコトヲ切望致シマ
ス(拍手)

○議長(秋田清君) 本案ノ第二讀會ヲ開ク
ニ御異議アリマセヌカ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、
斯、第一讀會ヲ開クニ決シマシタ

○青木雷三郎君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ
開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通
リ可決サレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 本案ハ時勢ノ進運ニ
鑑ミマシテ、是ガ事業ノ發展ヲ期シマスル
コトガ特ニ必要デアルノデアリマス、一方ニ
保護ヲ與ヘ、一方ニ監督權ヲ發揚致シマ
シテ、是ガ事業ノ發展ヲ期シマスルコトハ、
寧ロ遲キニ失スル、政府ノ提案ガ寧ロ遅キニ
失スルト云フ意味ノ論旨デアツタノデアリ
マス、次デ採決ニ入リマシテ

全會一致ヲ以チマシテ可決確定致シタ次第
デゴザイマス、詳細ハ速記錄ニ於テ御承知
願ヒタイノデアリマスルガ、何卒委員會
決定ノ如ク御承認アランコトヲ切望致シマ
ス(拍手)

○議長(秋田清君) 本案ハ時勢ノ進運ニ
鑑ミマシテ、是ガ事業ノ發展ヲ期シマスル
コトガ特ニ必要デアルノデアリマス、一方ニ
保護ヲ與ヘ、一方ニ監督權ヲ發揚致シマ
シテ、是ガ事業ノ發展ヲ期シマスルコトハ、
寧ロ遲キニ失スル、政府ノ提案ガ寧ロ遅キニ
失スルト云フ意味ノ論旨デアツタノデアリ
マス、次デ採決ニ入リマシテ

○議長(秋田清君) 别ニ御發議モアリマセ
ヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通
リ可決確定致シマシタ

○議長(秋田清君) 別ニ御異議ナシト認メマ
ス(拍手)

○議長(秋田清君) 御異議ナシト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、
斯、第一讀會ヲ開クニ決シマシタ

○青木雷三郎君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ
開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通
リ可決サレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議
アリマセヌカ

○議長(秋田清君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、
斯、第一讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(秋田清君) 鐵業法中改正法律案
鑄業法中改正法律案

○議長(秋田清君) 第二讀會(確定議)
第一讀會ノ續(委員長報告)

第七 借地借家調停法中改正法律案
(牧野賤男君外十三名提出)

第八 小作調停法中改正法律案(牧野
賤男君外十三名提出)

第九 刑法中改正法律案(作田高太郎
君外十三名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

刑法中左ノ通改正ス
第二十五條中「二年以下」ヲ「三年以下」ニ
改ム
〔立川太郎君登壇〕

○立川太郎君 借地借家調停法中改正法律
案ト小作調停法中改正法律案ヲ一括シテ、
御報告申上げマス、借地借家調停法中ニ於
キマシテ改正致シタイ分ハ、第七條デアル
ノデアリマスガ、第七條ハ「當事者及利害
關係人ハ自身出頭スルコトヲ要ス」ト云フ
コトニナシテ居リマス、但書ト致シマシテ
「已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ於テハ裁
判所ノ許可ヲ受ケ代理人ヲシテ出頭セシム
ルコトヲ得」トナシテ居ルノデアリマス、裁
判所ノ許可ヲ受ケ代理人ヲシテ出頭セシム
ルコトヲ得」ト云フコトニナシテ居ルノデアリ
マス、小作調停法ニ於キマシテモ第十六條ニ於キマシ
テ「當事者、總代及利害關係人ハ自身出頭
スルコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ
於テハ裁判所ノ許可ヲ受ケ代理人ヲシテ出
頭セシムルコトヲ得」ト云フコトニナシテ居
ルノデアリマスガ、何レモ裁判所ノ許可ヲ
受ケマシテ、初メテ代理人ヲ出頭セシムル
コトガ出來ルノデアリマス、之ヲ他ノ普通
ノ裁判ト同様ニ、利害關係人ガ出頭スル
カ、サウデナイン場合ハ代理人トシテ辯護士
ヲ出頭セシムルヤウニスルト云フ、別段ニ
裁判所ノ許可ヲ受ケナクテモ、當然當事者
及比利害關係人ガ願シダ辯護士ガ、出ラ
ルト云フヤウニ改正シタイト云フ趣旨デア
リマス、本案ハ政友、民政ノ兩黨派ニ屬ス
ル法曹議員ノ方カラ共同提案デアリマシ
テ、政府委員ノ意見モ聽キマシタ、又色々
審議致シマシタガ、満場一致ヲ以テ提案通

ルガ、果シテ然ラバ、我ガ兵役法ハ二十歳ヲ以テ徵兵適齡ト爲シ、一度徵集セラレンカ、國家ノ干城トシテ、邦家ノ安危ヲ變肩ニ荷ヒ得ル所ノ、健全ナル身體ト精神ヲ具有シテ居ルモノニアリマス、ノミナラズ過去ノ歴史ニ徵シテ之ヲ見マシテモ、彼等青年兵士諸君ガ、其名ニ恥ザル行動ヲ爲シ、帝國ヲシテ今日ノ隆盛ニ導キマシタコトハ、茲ニ多辯ヲ要セザル所デアリマス、尙又我ガ民法ハ二十歳ヲ以テ成年者ト爲シ、一切ノ法律行爲ヲ認メテ居ルノデアリマス、是亦過去ノ實績ニ徵シマシテモ何等不都合ナキノミナラズ、近年ニ於テハ今少シク成年期ヲ引下ゲル方ガ、寧ロ社會情勢ノ上ニ於テ、適合シテ居ルノデハナイカトサヘ言ハレル學者ガ多々アルノデアリマス、更ニ之ヲ醫學上ヨリ見マシテモ、各人二十歳ニシテ心身共ニ十分ナル發育ヲ遂ゲルモノアリトサレテ居ルノデアリマス、斯ノ如ク我國ノ重要ナル法典ニ於テ、既ニ完全人トシテ取扱ヒ、其醫學上ヨリ見ルモ立證サレテ居ル今日、何ガ故ニ未成年者飲酒禁止法ノミニ、各人ガ二十五歳ニ達シナケレバ、一人前ノ人間トシテ取扱ハナイノデアルバナリマセヌ、此點提案者ノ御説明ヲ承リタイノデアリマス

第三ニハ、酒ハ萬人周知ノ如ク、古來ヨリ現今ニ至ルマデ、人種ノ差異、文化ノ程度ヲ問ハズ、人類ノ存スル所、常ニ存在ヲシテ居ルノデアリマス、苟モ物ノ存在スル所、必ズ其處ニ價值ノアルモノデアルト云フ金言ト、右ノ事實ヲ思合セマス時ニ、酒ガ如何ニ人類生活ニ必要缺クベカラザル嗜好飲料デアリマスカラ、容易ニ知ルコトガ

出來ルノデアリマス、又最近亞米利加ニ行ハレマシタ禁酒法撤廢ノ後ヲ見マシテモ、如ニ荷ヒ得ル所ノ、健全ナル身體ト精神ヲ具有シテ居ルモノニアリマス、ノミナラズ過去ノ歴史ニ徵シテ之ヲ見マシテモ、彼等青年兵士諸君ガ、其名ニ恥ザル行動ヲ爲シ、帝國ヲシテ今日ノ隆盛ニ導キマシタコトハ、茲ニ多辯ヲ要セザル所デアリマス、尙又我ガ民法ハ二十歳ヲ以テ成年者ト爲シ、

一切ノ法律行爲ヲ認メテ居ルノデアリマス、是亦過去ノ實績ニ徵シマシテモ何等不都合ナキノミナラズ、近年ニ於テハ今少シク成年期ヲ引下ゲル方ガ、寧ロ社會情勢ノ上ニ於テ、適合シテ居ルノデハナイカトサヘ言ハレル學者ガ多々アルノデアリマス、更ニ之ヲ醫學上ヨリ見マシテモ、各人二十歳ニシテ心身共ニ十分ナル發育ヲ遂ゲルモノアリトサレテ居ルノデアリマス、斯ノ如ク我國ノ重要ナル法典ニ於テ、既ニ完全人トシテ取扱ヒ、其醫學上ヨリ見ルモ立證サレテ居ル今日、何ガ故ニ未成年者飲酒禁止法ノミニ、各人ガ二十五歳ニ達シナケレバ、一人前ノ人間トシテ取扱ハナイノデアルバナリマセヌ、此點提案者ノ御説明ヲ承リタイノデアリマス

○議長(秋田清君) 中野君、御發言中デアリマスガ、アナタハ質疑ヲナシテ居ル譯デアリマスカラ、御議論ニ互ラナ、イヤウ顧ヒマス、満場ノ希望モアリマスカラ、簡單ニ御終結ニナレバ宜シイガ、サモナケレバ遺憾ナガラ發言ヲ止メマスカラ、御注意ニ及ビマス

○中野種一郎君(續) 然ラバ簡單ニ發言致シマス——適度ノ飲酒ハ精神上、肉體上、大ナル效果ノアリマスルモノニアリマス、世間既ニ周知ノ事實デアリマス、古來酒ハ百藥ノ長ト言ハレ來タノデアリマスガ、此點提案者ノ御説明ヲ承リタイノデアリマス、殊ニ晨ニ星ヲ戴キ、一日ノ勞務ニ疲れ切ツタ人々ガ、夕刻ノ食膳ニ、芳醇ナル一杯ノ酒ニ其苦ヲ忘レ、陶然トシテ人生ヲ樂ンデ居リマスノハ、日本家庭ノ美風デアリマス

○議長(秋田清君) 御發言ハ討論ニ互ラ

ス、仍テ日程第三、江藤源九郎君提出、傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乘車船優遇ニ關スル法律案、日程第四、上原平太郎君外二名提出、傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乘車船優遇ニ關スル法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨聲明ヲ許シマス——贊成者高橋壽太郎君

第三 傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乘車船優遇ニ關スル法律案

第一讀會

第四 傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乘車船優遇ニ關スル法律案

第一讀會

用ニ供スル爲輸路ヲ定メ定期ニ航行シ
テ旅客ヲ運送スル船舶ニシテ命令ヲ以
テ指定スルモノヲ謂フ

第三條 傷痍軍人ハ命令ノ定ムル所ニ依
リ增加恩給及傷病年金受給者ニ在リテ
ハ無賃、一時賜金受給者ニ在リテハ旅
客運賃ノ五割引ニテ鐵道ニ乗車スルコ
トヲ得

第四條 傷痍軍人ニシテ傷痍、疾病又ヘ
老齡ノ爲他人ノ扶助ヲ要スル者ハ命令
ノ定ムル所ニ依リ附添人一名ヲ限り本
人相當ノ無賃又ハ旅客運賃割引ニテ之
ヲ同伴スルコトヲ得

第五條 戰公傷病死者ノ遺族ハ命令ノ定
ムル所ニ依リ靖國神社大祭若ハ招魂祭
ニ參拜ノ爲又ヘ遺骨ノ出迎受領等ノ爲
旅行スルトキハ其ノ往復ニ限り無賃又
ハ旅客運賃ノ五割引ニテ鐵道ニ乗車ス
ルコトヲ得

第六條 第三條第四條及第五條ニ掲クル
者船舶ニ依リ旅行スル場合ニ於テ本法
ノ規定ニ依リ無賃ニテ乗車シ得ル旅行
ニ相當スルトキハ其ノ往復ニ限り無賃又
五割引運賃ニテ乗車シ得ル旅行ニ相當
スルトキハ旅客運賃ノ二割引ニテ乗船
スルコトヲ得

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

○高橋壽太郎君 只今上程セラレマシタ傷
痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等
乗車船優遇ニ關スル法律案ノ提案ノ理由ヲ、
極ク簡單ニ申上ゲマス、本案ハ傷痍軍人及
遺族等ヲ優遇スル目的ヲ以テ、鐵道船舶等
ニ無賃又ハ割引ヲ以テ乗車船スルコトヲ、
法律ヲ以テ規定セントスルノデアリマス、

現在ニ於キマシテモ、實質の二八省令又ハ軍規ニ依ツテ、斯ウ云フコトガ行ハレテ居ルノデアリマスガ、吾々議員鐵道ノ「バス」ノヤウニ、之ヲ法律ヲ以テ規定セントスルノ趣旨デアリマス、前回マデ四回モ本院ヲ通過シタノデアリマスガ、何レモ満場一致可決確定ヲ戴イタモノデアリマス、何卒今回モ満場一致ヲ以テ、御可決アランコトヲ希望致シマス、尙ほ詳細ハ委員會デ申上ゲルコトニ致シマス(拍手)

○議長(秋田清君) 日程第四ノ提案者ヨリ趣旨辯明省略ノ申出ガアリマシタ

○青木雷三郎君 日程第三及ビ日程第四ノ兩案ヲ一括シテ、議長指名九名ノ委員ニ付託サレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第五、膠州灣舊借地引渡ニ關スル條約實施ニ伴フ損害害ノ補償ニ關スル建議案、此第一讀會ヲ開キマス――提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス

第五 膠州灣舊借地引渡ニ關スル條約實施ニ伴フ損害ノ補償ニ關スル法律案

第一條 帝國對獨、墺戰爭中膠州灣舊租借地ニ帝國永久的土著ノ人ノ移植シ帝國ノ利便ニ資セムカ爲ニ政府ノ獎勵保護ノ下ニ政府ノ施設ニ應應シ永久計畫ヲ以テ膠州灣舊租借地ニ既墾地ヲ買

於テ養貝事業ヲ經營セル個人又ハ會社カ華府條約並山東懸案北京細目協定ノ實施ニ伴ヒ帝國政府力軍隊引揚後治安ヲ維持スルヲ得シテ農業又ハ養貝案ヲ經營スルコト能ハサルニ至リタル爲被リタル損害ニ對シテハ本法ニ依リ之ヲ補償スルコトヲ得
第二條 前條ニ規定スル補償金ノ總額ハ三百七十五萬圓以内トス
第三條 補償金ハ主務大臣補償審査會ノ審査ヲ經テ之ヲ決定シ額面金額ニ依リ國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス
補償審査會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第四條 政府ハ前條ノ規定ニ依ル交付ニ必要ナル額ヲ限度トシ國債證券ヲ發行スルコトヲ得
第五條 本法ニ依リ補償金ヲ交付スル場合ニ於テハ政府ハ當事者ニ對シ補償ノ目的タル租借權ノ讓渡其ノ他必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得
附 則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
○久山知之君 只今上程セラレマシタ膠州灣舊借地引渡ニ關スル條約實施ニ伴フ損害ノ補償ニ關スル法律案ニ對シマシテ、本案提出ノ趣旨ヲ辯明致シマス、御承知ノ通り、我國ハ、大正三年ニ獨逸ヲ膠州灣ニ討チマシテ、遂ニ此地ヲ占領致シタノデアリマス、當時ノ日本ノ國策ト致シマシテハ、人口問題ノ解決ニ對シマシテ、又北支那ニ對スル日本ノ地歩ヲ確立致シマスル必要上、此膠州灣即チ今日ノ青島ニ、多數ノ移民ヲ送出スコトヲ要望サレテ居ツタノデアリマ

ス、サウシテ其移民ノ中テモ、成ベク士著性ノアル農民ノ移民ヲ送出スコトヲ獎勵致シマシテ、サウシテ此國策ニ對シマシテ、我國ノ熱心ナル農業家ガ、多數青島ニ移民ヲ致シタノデアリマス、爾來前後八年ニ亘リマシテ、日本帝國ノ管領時代ニ、獨逸ノ舊租借地内ニ公正合法ナル手續ニ依ツテ、多額ノ資本ト勞力ヲ費シテ、農業家ガ多數ノ農場ヲ開イタノデアリマス、是ハ先ニモ申上ゲマシタヤウニ、一面ニハ本邦内地ノ人口及ビ食糧問題ノ解決ヲ圖ルト云フ目的デアリ、又他面ニハ牧野全權委員ノ御述ニナックタ御議論、竝ニ歷代外務大臣ノ聲明ヲ致シマシタ、山東ノ經濟上ノ特權、及ビ專管居留地ヲ留保スルト云フ、此累次ノ帝國ノ聲明ニ信賴ヲ致シマシテ、多數ノ農家ガ移住ヲ致シタノデアリマス、然ルニ大正十年華盛頓ニ於テ、山東縣案解決ニ對スル條約ガ定シ、信賴ヲ致シマシテ、多數ノ農家ガ移住ヲ致シタノデアリマス、其結果日本ノ農業移民ガ、非常ナ不利益ナル立場ニ立ッタノデアリマス、今日デハ農業ヲ行フコトノ出來ナイヤウナ狀況ニ陥ッテ居ルノデアリマス、サウシテ曾テハ國策遂行ノ第一線ニ活躍致シマシタル是等ノ人達ガ、遂ニ國策ニ殉ズル結果ヲ招來致シマシテ、今日デハ非常ニ悲慘ナル境遇ニ陥ッテ居ルノデアリマス、私ハ國民トシマシテ、殊ニ國民ヲ代表致シマスル衆議院議員ト致シマシテ、此悲慘ナル提案致シマシタ理由ハ、只今申上ゲマシタ通リデアリマス、何卒滿場ノ諸君ノ御賛成ヲ得マシテ、速ナル御審議ノ下ニ、此法規案ノ通過ヲ熱望致シテ已マナイ次第デア

百三十餘万圓デアリマシテ、其財源ハ殆ド大部分ハ、公債支辨ニ依ツテ居ルノデアリマス、昭和九年度追加豫算第三號ハ、米穀統制ニ關スルモノデアリマシテ、即チ米ノ買入保管等ニ要スル人件費及ビ事業費、若クハ倉庫營繕費竝ニ豫備費ヲ加算致シマシテ、歲入歳出共ニ五百六十萬圓餘ニ相成ツテ居ルノデアリマシテ、其財源ハ全部借入金ニ依ツテ居ルノデアリマス、其他臺灣及ビ朝鮮ニ於キマシテ、米ノ生産費ヲ調査スル爲ニ要スル經費ヲ、要求致シテ居ル追加案モアリマス、又外國人ニ恩給支給ニ關スル所ノ、所謂豫算外國庫ノ負擔ニ屬スル契約ノ案件モアリマス、斯様ナ件ガ合計六件デアリマシテ、而シテ委員會ニ於キマシテハ、政友會ノ砂田重政君ヨリ致シマシテ、三陸海嘯地帶ノ復興竝ニ離島ノ對策ニ付キマシテ、吾々議員ハ今年度ノ豫算ニ計上セラルルコトヲ熱望致シテ居ツタノデアルガ、不幸ニシテ其實現ヲ見ナカッタノデアルケレドモ、願クハ來ルベキ昭和十年度豫算編成ニ當リマシテ、之ヲ計上シテ吳レト云フ旨ノ復興竝ニ離島ノ対策ハ、昭和十年度豫算編成ニ當ツテハ適當ノ計畫ヲ樹チ、豫算ニ計上スルト云フコトノ言明ヲ得タノデアリマス、其他色々ナ質疑應答ガアリマシタガ、詳細ノ事ハ速記錄ニ依ツテ記憶ヲ願ヒタイリモ、國民同盟ノ代表ヨリモ、全部本豫算案ニ賛成セラレタノデアリマス

スガ、其申ニ米ニ屬スル分ニ付キマシテ
ハ、只今其法案ガ審議中ニ屬スルノデアリ
マスルガ故ニ、理論的ニ申スナラバ、其法
案ノ成立ヲ見テ後ニ、豫算ハ決定スルノガ
然ルベキデアルカハ分ラヌケレドモ、今日
餘日ノナイ時デアルカラ、姑ク豫算案ヲ通
過セシメテ、若シ不幸ニシテ米ニ關スル法
案ノ成立ヲ見ザルガ如キ場合ニ於テハ、此
金ハ不用資金ニ相成ルト云フ意味ニ於テ、
本案ハ贊成スルト云フコトガ、三派ノ代表
ガ各、申述ペラレタ點デアリマス、斯様ナ
討論ノ後ニ採決致シマシテ、全會一致各案
共可決致シタ次第デアリマス、此段御報告
申上ダマス(拍手)

○議長（秋田清君） 坂東幸太郎君
○坂東幸太郎君 私ハ民政黨ヲ代表シマシ
テ意見ヲ陳述致シマス、豫算六案ニ對シマシ
シテハ、前田委員長ノ御報告ノ通り詳細ナ
ル質疑應答ガアツタノニアリマス、隨て内容
ハ申上ゲマセヌ、此豫算六案ハ皆必要缺ク
ベカラザルモノト信ジマス、勿論此中、米
ニ對スル對策ノ法律案ハ今審議中デアリマ
スガ、是ハ委員會ニ委セマシテ、吾々同志
ハ此豫算案ニ對シマシテ全部賛成ノ意ヲ表
致シテ本案ニ賛成ノ意ヲ表シマス（拍手）
○議長（秋田清君） 坂東幸太郎君

第三號ノ米ノ政策ニ開スル費用デアリマ
ス、即チ之ニ對シマシテ政友會ノ砂田君、
民政黨ノ坂東君ノ御説明ガアツタト同ジ意
味ニ於テ、吾々モ米ニ關スル委員會ノ結果
ガ、此豫算ノ取捨選擇ノ基礎ニナルモノデ
アルト云フ前提ノ下ニ、贊成シテ宜カラウ
ト考ヘマス、以上即チ吾々ハ只今ノ議題タ
ル追加豫算案六件ニ對シマシテ、贊成ノ意
ヲ表明致シマス(拍手)

○議長(秋田清君) 討論ハ終局致シマシ
タ、採決致シマス、第二號、昭和八年度歲
入歲出總豫算追加案、特第二號、昭和九年
度各特別會計歲入歲出豫算追加案、第一號、
昭和九年度歲入歲出總豫算追加案、特第二
號、昭和九年度各特別會計歲入歲出豫算追
加案、追第二號、豫算外國庫ノ負擔トナル
ベキ契約ヲ爲スマ要スル件、特第三號、昭

カラ御許シラ願ヒタイ——只今議題ニナツ
テ居リマスル追加豫算ハ、委員長ノ報告セ
ラレシタ通り、法律的義務ニ屬スルモ
ノ、若クハ災害ノ復舊ノ爲ニ已ムヲ得ザル
ニ出デタルモノニアリマス、隨テ是等ノ
追加豫算ニハ、全部賛成ヲ致シタイト思ヒ
マス、尙ホ米穀對策ニ付キマシテハ、法案
ノ審議中デアリマスガ、此審議ノ結果及ビ
其法律案ノ通過スルトヨ否トニ依ツテ、此豫算
案ハ其必要ノ有無ガ生ズルノデアリマス
ガ、一切ヲ其特別委員ニ一任ヲ致シマシ
テ、原案ニ賛成ノ意ヲ表シタイト思ヒマス
此際特ニ一言致シテ置キマスクトハ、豫
算ノ當初ヨリ屢々要求ヲ致シマシタ三陸海
嘯地帶ノ復興、及ビ離島ニ對スル特別ノ施
設ヲ要スルコトハ、既ニ政府ニ於テソレゾ
レ豫算ヲ組ンデ、其調査審議ヲ終リマシタ
モノニアリマス、而シテ之ニ對シテハ、豫

○由谷義治君　吾々ハ政府ノ昭和九年度ノ
總豫算、竝ニ昭和九年度ノ第一次ノ追加豫算ニ向テハ絕對ニ反對シ
テ參リマシタガ、是ハ齊藤内閣ノ政策ガ悉
ク無爲無能デアツテ、寧ロ有害ノ存在デアル
立場ニ於テ反対シタノデアリマス、然ルニ
只今ノ議題タル昭和八年度竝ニ昭和九年度
ノ追加豫算案六件、其中五件マデハ、先刻
委員長ノ報告ニナリマシタヤウニ、或ハ法
律的ノ義務費デアリ、或ハ法律的ノ整理費
用デアリマス、而モ昭和九年度ノ第二次追
加豫算ノ如キハ、其總額九百四十万圓ノ中
マスカラ、齊藤内閣ノ政策トハ別議題ト
シテ、吾々ハ贊成致シマス、更ニ追加豫算
六件ノ中ノ最初ノ一件タル、即チ特別會計

和九年度各特別會計歲入歲出豫算追加案、
以上六案ノ委員長報告ニ賛成ノ諸君ノ起立
ヲ求メマス

○議長（秋田清君） 起立總員
〔拍手起ル〕

○議長（秋田清君） 六案ハ何レモ 委員長報
告ノ通り可決確定致シマシタ

○青木雷三郎君 此際暫時休憩セラレシコ
トヲ望ミマス

○議長（秋田清君） 青木君ノ勅議ニ御異議
アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（秋田清君） 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ暫時休憩

午後二時二十二分休憩

官報號外

昭和九年三月二十三日

衆議院議事速記録第一十七號

(第二號)昭和八年度歲入歲出總預算追加案外五件

1

第三號ノ米ノ政策ニ關スル費用デアリマス、即チ之ニ對シマシテ政友會ノ砂田君、民政黨ノ坂東君ノ御説明ガアツタト同シ意味ニ於テ、吾々モ米ニ關スル委員會ノ結果アルト云フ前提ノ下ニ、贊成シテ宜カラウト考ヘマス、以上即チ吾々ハ只今ノ議題タル追加豫算案六件ニ對シマシテ、贊成ノ意ヲ表明致シマス（拍手）

○議長（秋田清君） 討論ハ終局致シマシタ、採決致シマス、第二號、昭和八年度歲入歲出總豫算追加案、特第一號、昭和八年度各特別會計歲入歲出豫算追加案、第一號、昭和九年度歲入歲出總豫算追加案、特第二號、昭和九年度各特別會計歲入歲出豫算追加案、追第二號、豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲シ要スル件、特第三號、昭和九年度各特別會計歲入歲出豫算追加案、以上六案ノ委員長報告ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔賛成者起立〕

○議長（秋田清君） 起立總員
〔拍手起立〕

○議長（秋田清君） 六案ハ何レモ委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ

○議長（秋田清君） 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（秋田清君） 御異議ナシト認メマス、仍テ暫時休憩

午後二時二十二分休憩

ヲ議題ト致シマス

朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案

臺灣私設鐵道補助法中改正法律案
第二讀會(確定議)

臺灣私設鐵道補助法中改正法律案
第二讀會(確定議)

○議長(秋田清君)

別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)

○青木雷三郎君

議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際政府提出、貴族院送付、著作權法中改正法律案ヲ議題トナシ、其審議ヲ進メラレンコドヲ望ミマス

○議長(秋田清君)

青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君)

御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ——政府提出、貴族院送付、著作權法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——内務政務次官齋藤隆夫君

○著作權法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會
第一讀會

著作權法中改正法律案

著作權法中左ノ通改正ス

目次中「第一章 著作者ノ權利」ノ次ニ

「第二章 出版權」ヲ加ヘ「第二章」ヲ「第三章」ニ、「第三章」ヲ「第四章」ニ、「第四章」ヲ「第五章」ニ改ム

第二條中「之ヲ」ヲ「其ノ全部又ハ一部ヲ」ニ改ム

第十五條ニ左ノ一項ヲ加フ

著作者ハ現ニ著作権ヲ有スルト否トニ拘ラズ其ノ著作物ノ著作年月日ノ登録

官報號外 昭和九年三月二十三日 衆議院議事速記録第二十七號 朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案外一件(確定議)著作權法中改正法律案 第一讀會

ヲ受クルコトヲ得

第十八條第三項中「及第三十條第一項第二號乃至第六號」ヲ「第二十七條第一項第二號乃至第九號」ニ改ム

第二項、第三十條第一項第二號乃至第九號」ニ改ム

第二十二條ノ六 文藝、學術又ハ美術ノ範圍ニ屬スル著作物ノ著作権ハ其ノ著作物ヲ音ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ寫調シ及共ノ機器ニ依リ興行スルノ權利ヲ包含ス

第二十二條ノ七 音ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ他人ノ著作物ヲ適法ニ寫調シタル者ハ著作者ト看做シ其ノ機器ニ付テノミ著作権ヲ有ス

第二十七條ニ左ノ二項ヲ加フ

著作権者ノ居所不明ナル場合其ノ他命ノ定ムル事由ニ因リ著作権者ト協議スルコト能ハザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ定ムル相當ノ償金ヲ供託シテ其ノ著作物ヲ發行又ハ興行スルコトヲ得

前項ノ償金ノ額ニ付異議アル者ハ民事裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十八條ノ八 著作権者ハ其ノ著作物ノ各版ノ複製ヲ完了スルニ至ル迄其ノ著作物ニ正當ノ範圍内ニ於テ修正増減ヲ加フルコトヲ得

出版権者ガ前項ノ義務ニ違反シタルトキハ著作権者ハ三月以上ノ期間ヲ定期テ其ノ履行ヲ催告シ其ノ期間内ニ履行ナキトキハ出版権ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條ノ九 著作者ハ出版権者ガ著作権法中改正法律案

第二十八條ノ十 出版権者ハ著作権者ノ同作者ノ死亡シタルトキハ著作権者タル著作物ヲ全集其ノ他ノ編輯物ノ一部ヲ分離シハ全集其ノ他ノ編輯物ノ一部ヲ分離シ又ハ別途ニ之ヲ出版スルコトヲ妨げズ

第二十八條ノ十一 出版権ハ設定行爲ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

出版権者ガ前項ノ義務ニ違反シタルトキハ著作権者ハ出版権ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條ノ十二 出版権者ハ著作物ヲ繼續シテ出版スルノ義務ヲ負フ但シ設定

行爲ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

出版権者ガ前項ノ義務ニ違反シタルトキハ著作権者ハ三月以上ノ期間ヲ定期テ其ノ履行ヲ催告シ其ノ期間内ニ履行ナキトキハ出版権ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條ノ十三 出版権者ハ設定行爲ノ定ムル所ニ依リ出版権ノ目的タル著作物ヲ原作ノ儘印刷術其ノ他ノ機械的又ハ化學的方法ニ依リ文書又ハ圖畫トシテ複製シ之ヲ發賣頒布スルノ權利ヲ專用ス

第二十八條ノ十四 著作権者ハ其ノ著作物ノ出版ヲ廢絶スル爲何時ニテモ損害ヲ賠償シテ出版権ノ消滅ヲ請求スルコト

第二十八條ノ十五 著作権者ハ其ノ著作物ノ出版ヲ廢絶スル爲何時ニテモ損害ヲ賠償シテ出版権ノ消滅ヲ請求スルコト

第二十八條ノ十六 著作権者ハ其ノ著作物ノ出版ヲ廢絶スル爲何時ニテモ損害ヲ賠償シテ出版権ノ消滅ヲ請求スルコト

第二十八條ノ十七 著作権者ハ其ノ著作物ノ出版ヲ廢絶スル爲何時ニテモ損害ヲ賠償シテ出版権ノ消滅ヲ請求スルコト

第二十八條ノ十八 著作権者ハ其ノ著作物ノ出版ヲ廢絶スル爲何時ニテモ損害ヲ賠償シテ出版権ノ消滅ヲ請求スルコト

第二十八條ノ十九 著作権者ハ其ノ著作物ノ出版ヲ廢絶スル爲何時ニテモ損害ヲ賠償シテ出版権ノ消滅ヲ請求スルコト

第二十八條ノ二十 著作権者ハ其ノ著作物ノ出版ヲ廢絶スル爲何時ニテモ損害ヲ賠償シテ出版権ノ消滅ヲ請求スルコト

第二十八條ノ二十一 著作権者ハ其ノ著作物ノ出版ヲ廢絶スル爲何時ニテモ損害ヲ賠償シテ出版権ノ消滅ヲ請求スルコト

第二十八條ノ二十二 著作権者ハ其ノ著作物ノ出版ヲ廢絶スル爲何時ニテモ損害ヲ賠償シテ出版権ノ消滅ヲ請求スルコト

第二十八條ノ二十三 著作権者ハ其ノ著作物ノ出版ヲ廢絶スル爲何時ニテモ損害ヲ賠償シテ出版権ノ消滅ヲ請求スルコト

第二十八條ノ二十四 著作権者ハ其ノ著作物ノ出版ヲ廢絶スル爲何時ニテモ損害ヲ賠償シテ出版権ノ消滅ヲ請求スルコト

第二十八條ノ二十五 著作権者ハ其ノ著作物ノ出版ヲ廢絶スル爲何時ニテモ損害ヲ賠償シテ出版権ノ消滅ヲ請求スルコト

有ス但シ出版権ノ設定アリタル後三年

ヲ經過シタルトキ又ハ著作権者タル著作者ノ死亡シタルトキハ著作権者ハ著作物ヲ全集其ノ他ノ編輯物ノ一部ヲ分離シ又ハ別途ニ之ヲ出版スルコトヲ妨げズ

ハ全集其ノ他ノ編輯物ノ一部ヲ分離シ又ハ別途ニ之ヲ出版スルコトヲ妨げズ

ヲ得

第二十八條ノ九 出版権ハ著作権者ノ同意ヲ得テ其ノ譲渡又ハ質入ヲ爲スコトヲ得

質入ハ其ノ登録ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十六條ノ規定ハ出版権ノ登録ニ付之ヲ準用ス

第二十八條ノ十一 出版権ノ侵害ニ付テ定アリタルトキヨリ三月以内ニ著作物ヲ出版スルノ義務ヲ負フ但シ設定行爲ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

出版権者ガ前項ノ義務ニ違反シタルトキハ著作権者ハ出版権ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條ノ十二 出版権ノ侵害ニ付テ定アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

出版権者ガ前項ノ義務ニ違反シタルトキハ著作権者ハ出版権ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條ノ十三 出版権ノ侵害ニ付テ定アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

出版権者ガ前項ノ義務ニ違反シタルトキハ著作権者ハ出版権ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條ノ十四 出版権ノ侵害ニ付テ定アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

出版権者ガ前項ノ義務ニ違反シタルトキハ著作権者ハ出版権ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條ノ十五 出版権ノ侵害ニ付テ定アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

出版権者ガ前項ノ義務ニ違反シタルトキハ著作権者ハ出版権ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條ノ十六 出版権ノ侵害ニ付テ定アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

出版権者ガ前項ノ義務ニ違反シタルトキハ著作権者ハ出版権ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條ノ十七 出版権ノ侵害ニ付テ定アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

出版権者ガ前項ノ義務ニ違反シタルトキハ著作権者ハ出版権ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條ノ十八 出版権ノ侵害ニ付テ定アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

出版権者ガ前項ノ義務ニ違反シタルトキハ著作権者ハ出版権ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條ノ十九 出版権ノ侵害ニ付テ定アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

出版権者ガ前項ノ義務ニ違反シタルトキハ著作権者ハ出版権ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條の二十一 出版権ノ侵害ニ付テ定アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

出版権者ガ前項ノ義務ニ違反シタルトキハ著作権者ハ出版権ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條の二十二 出版権ノ侵害ニ付テ定アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

出版権者ガ前項ノ義務ニ違反シタルトキハ著作権者ハ出版権ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條の二十三 出版権ノ侵害ニ付テ定アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

出版権者ガ前項ノ義務ニ違反シタルトキハ著作権者ハ出版権ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條の二十四 出版権ノ侵害ニ付テ定アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

出版権者ガ前項ノ義務ニ違反シタルトキハ著作権者ハ出版権ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條の二十五 出版権ノ侵害ニ付テ定アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

出版権者ガ前項ノ義務ニ違反シタルトキハ著作権者ハ出版権ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

報告書

一臨時米穀移入調節法案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和九年三月二十二日

委員長 脇中楠右衛門
衆議院議長秋田清殿

米穀ノ數量及價格調節ニ關スル現行制度ノ不備ヲ根本的ニ改正セム爲速ニ審議會ヲ設ケ内地外地全部ニ通スル統制計畫ヲ樹テ臨時議會ヲ召集シテ之ヲ提出スヘシ
一政府所有米穀特別處理法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

衆議院議長秋田清殿　委員長　脇中橋右衛門

一米穀需給調節特別會計法中改正法律案

(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

委員長 胎中楠右衛門

衆議院議長秋田清殿

○胎中捕右衛門君登壇

ル臨時米穀移入調節法案外ニ二案ニ關スル委員會ノ經過竝ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、本案ハ極メテ重大デアルコト、尙且會期ガ餘リニ切致シテ居リマスルコトニ鑑ミマシテ、委員各位ハ各重複ヲ避ケ、主トシ

官報號外 昭和九年三月二十三日

昭和九年三月二十三日 衆議院議事速記録第一一七號

臨時米穀移入調節法案外二件

第一讀會ノ續

而シテ最モ論點ノ重點トナツテ居リマスルコトハ、以上ノ質問、其他種々ナル質問ヨリ現レテ來マシタル所ノ結果トシテ、政府ハ斯ノ如キ提案ニ依ッテ、此米ノ問題ヲ解決シヨウトルコトハ當ラナイ、是ハ爲シ得ザルコトヲ爲サントスルモノデアル、言葉ヲ換ヘテ言フナラバ、政府ガ豫算總會其他ニ於テ屢々言明シテ來タル所ノモノハ、ドウシテモ何トカシテ實現シナケレバナラヌノデアルガ、ソレ等ニ對シテ政府ガ責任ヲ果ス所ノ、何等ノ提案ヲ見出スコトガ出來ナカツタ爲ニ、言葉ヲ換ヘテ申シマスルナラバ、一時遁レノ、來年三月三十一日迄當面ヲ遁レ、バ宜シトイ云フノデ、此法案ト云フモノヲ出シテ來タノデハナイカ、故ニ政府ハ米ノ根本解決ヲナシテ、サウシテ米穀對策ノ諸般ノ決定ヲシナケレバ相成ルマエ、ソレヲ爲サウト云フナラバ、政府ハ當然臨時議會ヲ開クベキデアル、又提案ノ趣旨カラ致シマシテモ、一年限リノ法案デアリマスル爲ニ、政府ニ於テハ當然速ニ權威アル機關ヲ設ケ、此機關ニ依テ成案ヲ得テ、之ヲ臨時議會ニ提出シテ、サウシテ協賛ヲ求ムルノ態度ニ出デナケレバナラヌヂヤナイカ、若シ此儘ニ拋ツテ置クナラバ、政府ハ遂ニ米ノ問題ニ依ッテ、國家ノ財政ニ破綻ヲ來サシメ、延テハ全農民、全國民ニ多大ナル苦痛ト、サウシテ損害ヲ與ヘルノデ質問セラレタノデアリマス、然ルニ政府ニデ臨時議會ヲ開クベキデハナイカト云フコトヲ、多數ノ委員諸君ヨリ屢々政府ニ向シテ、ドウシテモ政府トシテハ眞剣ニ調査

シテ議會ニ協賛ヲ求ムル爲ニ努力ヲスル、サウマニテハ言ヒマスルガ、ドウシテモ臨時議會ヲ開クヤ否ヤ、開クベシト云フコトニ對シテハ、ハッキリシタ言攝ガナカツタノデアリマス、併ナガラ本日質問ガ終了シ、討論ニ入ルニ先ツテ、齋藤總理大臣ハ自ラ發言ヲ求メラレマシテ、斯様ナル言明ヲサレタノデアリマス、先日胎中委員長ヨリ臨時議會ヲ開クベシト云フ質問ニ對シテ、自分ガ胎中委員長ノ言フ通り、左様デアルト言ウタノデアルガ、其言葉ヲ此處ニハッキリ致シテ置キタイ、總理大臣ガ其意味ニ於テ讀上ゲラレマシタコトハ、政府ハ本案通過後出來ルダケ速ニ根本解決案ヲ得ルコトニ努力シ、速ニ成案ヲ得ルコトガ出來マシタナラバ、臨時議會召集ノ手續ヲ執リ、次ノ米穀年度ニ實施シ得ルヤウ考慮シタイト思ヒマス、斯様ナ答辯ヲサレタノデアリマス、其他外地ニ於ケル米ノ買上ニ關スル値段、又内地ニ於テ賣ル米ノ値段、ソレ等ニ付テモ段々質問ハアリマシタガ、ソレ等ノコトハ皆速記録ニ依ツテ御説承ヲ願ヒタイト思ヒマス

斯ウ云フ附帶決議ガ提出サレタノデアリマス、而シテ採決ニ入りマシテ、深水君ノ修正意見ハ少數ニテ破レ、福井甚三君竝ニ池田君ノ附帶決議ガ、多數ヲ以テ成立致シタノデアリマス、而シテ本案ニ福井君竝ニ池田君ガ、此附帶決議ヲ附シテ、本案——三案共ニ賛成スルト云フコトニ多數ヲ以テ決セラレマシテ、委員會ヲ終了致シタ次第デアリマス、此段御報告ヲ致シマス(拍手)○議長(秋田清君)質疑ノ通告ガアリマス、順次其發言ヲ許シマス——砂田重政君○砂田重政君 簡單デアリマスカラ、此席カラ御許シヲ願ヒマス——總理大臣ニ質問ヲ致シタイト思ヒマス、只今委員長ノ報告ニ依ルト、此法律案ニ附帶決議ガ附イテ居ル、其趣旨ヘ、政府ヘ速ニ適當ナル機關ヲ設ケ、内地外地ニ通ズル米穀ノ統制ニ關スル根本對策ヲ確立シテ、之ヲ臨時議會ニ提案ヲ望ムト云フ意味デアリマス、此趣旨ハ政府ニ於テ既ニ御聲明ニナツタヤニ承ツテ居リマスルガ、事最モ重大ナル農民ノ死活ニ關スル問題デアリマスルカラ、此機會ニ此議場ヲ尊重セラレテ、總理大臣ノ意思ノ存スル所ヲ、明瞭ニ國民ニ知ラシメタイト存ズルビニ進メラレル誠意ノアルコトヲ、總理大臣ヨリ明瞭ニ御答辯ヲ得テ置キタイト思フノデアリマス(拍手)

テ申シマセヌ、併ナガラ只今附帶決議ニ付テ、砂田君ヨリ御確メニナリマシタコトハ、政府ニ於テモ附帶決議ノ趣旨ヲ尊重シテ、成ベク速ニ之ニ著手シテ、實行致シタイト○伊禮鑑君 簡單デアリマスカラ、議席デ御許シヲ願ヒマス——政府ハ只今委員長ノ報告セラレマシタ附帶決議ニ、御賛成デアルカドウカト云フコトヲ、モット明確ニ伺ヒタイト思ヒマス、即チ言明サレル所ニ依リマスト、米穀雲縦調節ノ成案ヲ得レバ、臨時議會ヲ召集スル、斯ウ云フ風ニ申サレテ居リマスガ、然ラバ政府ハ成案ヲ得ルノ確信ガアルカドウカ、此點ヲ伺ヒタイ、左モナケレバ極ク曖昧デアリマシテ、此御言明ニ依リマシテハ、附帶決議ニ反對デアル、反對ノ意思ヲ表明セラレタ久見ルヨリ外ナイノデアリマス、私共ガ之ヲ御伺致シマスノハ、我黨ノ態度ヲ決定スル上ニ重大ナル關係ガアリマスカラ、明確ナル御言明ヲ、此場合得テ置キタノデアリマス

○議長(秋田清君) 開カレンコトヲ望ミマス
○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、
仍テ直チニ三案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全
部ヲ議題ト致シマス
○議長(秋田清君) 直チニ三案ノ第一讀會ヲ
開カレンコトヲ望ミマス
○議長(秋田清君) 青木雷三郎君、直チニ三案ノ第一讀會ヲ
開カレンコトヲ望ミマス
アリマセヌカ
〔書記官朗讀〕
臨時米穀移入調節法案 第二讀會
政府所有米穀特別處理法案 第二讀會
米穀需給調節特別會計法中改正法律案
付未濟デアリマスカラ、書記官ヲシテ茲ニ
朗讀セシメマス

○議長(秋田清君) 此際修正案ノ趣旨辯明
ヲ許スノデアリマスルガ、提出者ヨリ趣旨
辯明省略ノ申出ガアリマス、尙修正案ハ配
付未濟デアリマスカラ、書記官ヲシテ茲ニ
朗讀セシメマス

案(小山谷藏君外一名提出)
臨時米穀移入調節法案中左ノ通修正ス
第一條 朝鮮米及臺灣米ノ内地移入數量
ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ管理ス
第二條 朝鮮又ハ臺灣ニ於ケル過剩米穀
ハ政府之ヲ買上ク
前項ノ規定ニ依ル米穀買上ノ價格ハ勅令
ニ於テ之ヲ爲スコト、致シマス、三案ノ第
二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

情ヲ參酌シテ之ヲ定ム

第三條中「第一條」ヲ「前條」ニ改々

第五條中「米穀需給調節特別會計」ヲ「朝

○議長(秋田清君) 是ヨリ討論ニ入りマス、
通告順ニ依ッテ發言ヲ許シマス——小山谷
藏君

○小山谷藏君 只今上程ニナリマシタ三案ノ修正案ヲ提出致シマシタ其理由ヲ、極メテ簡単ニ説明旁々、之ヲ修正セナケレバナラヌ理由ト明カニ致シタトイト存ズルノデアリマス、申上グル迄モナク、此度政府カラ提案サレマシタ米穀關係ノ三案ハ、極メテ重大ナル法案デアリマス、曩ニ米穀統制法案ヲ發布致シマシタ、米穀ノ需給ノ調節竝ニ價格ノ維持ヲ目的ト致シマシタ大法案ヲ、制定致シタノデアリマシタケレドモ、昨年即チ昭和八年度、異常ナル大豊作ノ爲ニ米ノ大洪水デ、而シテアノ統制法案ヲ以テ致シマシテモ、米價ノ維持ヘ頗ル困難ナル狀態ニ陥リマシテ、政府ノ此度此法案ヲ提出シナケレバナラヌ其苦衷ハ、萬々吾々御察シ申上ガエルノデアリマス、併ナガラ政策ガ斯ノ如キ法案ヲ提出スルニ至リマシタ、又提出セナケレバナラヌ其態度ニ付キマシテハ、頗ル吾々ニ了解ノ出來ナイ所ガ多イノデアリマス、申上ガエルマデモナク、本カラ政府ノ權力ヲ以テ之ヲ統制シ、即チ本的ニ改革致シマシテ、米穀ニ關スル限り自由主義經濟組織、資本主義ノ組織ヲ、根本的ニ我國經濟政策ヲ改メント云フ大ナル決意ガナケレバ、統制法案ハ運用出來ルモ

ノデハアリマセヌ、否、若シ此決心ガ無カッタナラバ、斯ノ如キ法律案ヲ提出スルト云フコトハ、斷ジテ許スコトノ出來ナイ案デアリマス、而シテ政府ハ其決意ヲ以テ、アリマス、ノ法律案ヲ作り、之ヲ實行スルコト僅カ六箇月ヲ出デルカ出デヌ間ニ、所謂米穀ノ大洪水トナツテ、今度ノ重大法案ヲ出サネバナラヌト云フコトニナツタノデアリマスガ、成程昭和八年度ハ、天候ニ惠マレタ非常ナ大豊作デアッタ云フコトハ、吾々モ固ヨリ之ヲ承認スルノデアリマスケレドモ、併ナガラ若シ政府ニ其決心ガアッタナラバ、ソレ程周章狼狽スル必要ハナカツタ信ズルノデアリマス、即チアノ米穀統制法案ヲ提出スルト云フ時ニハ、少クトモ外地米ノ内地ニ移入ト云フコトニ關シテ、如何ナル政策ヲ執ルカト云フ、十分ナル用意ガナケレバナリマセヌ、若シ此用意ガアリマシタナラバ、ソレ程周章狼狽スル必要ハナイノデアリマス、申ス迄モナク米穀統制法案ハ、經濟自然ノ原則ヲ無視シテ、政府ノ權力ヲ以テ、米價ヲ或ル程度ニ吊上ゲル、或ヘ或ル程度以上之ヲ上騰セシメナイト云フ、即チ國家ノ權力ヲ以テ物價ヲ左右スルト云フ法律案デアリマス、故ニ此法律ヲ實行スル以上ハ、必ズヤ米穀ノ生産ノ大獎勵ヲスルト云フコトヲ、豫メ覺悟致サネバナリマセヌ、而シテ此生産獎勵ノ法律ヲ出ス以上、最モ大ナル恩澤ヲ受ケル者ハ、申ス迄モナク、内地ヨリハ比較的ニ生産費ノ低廉ナル外地ノ農民デアリマス、換言スレバ、米穀統制法案ヲ發布致シマシタ以上ハ、外地ニ於テ米穀ノ大生産増加ガ來ルモノデアルト云フコトハ、最初ヨリ明瞭デアルト言ハナケレバナリマセヌ(拍手)而シテ昨年度ハ、之

私ガ申上グル迄モナク、此度ノ所謂米穀對策ニ付キマシテハ、曩ニ豫算總會ニ於テ政友會ノ諸君カラ、此米穀ニ對スル政府ノ態度ヲ明ニセザル限り、豫算案ノ審議ニ出来スト云フ强硬ナル政府ニ對スル質問ニ答へテ、齋藤總理大臣ハ、豫算總會ニ於テ重デモ、諸君ノ御記憶ノ通り、第一ニ、所謂外記憶ニ新タナル所デアリマス、齋藤總理大臣ハ其時ニ、私ガ其聲明ヲ朗讀致シマセヌ地米穀ニ特別會計ヲ設ケテ、適當ナル管理ヲスルト云フコト、第二ニハ、政府所有米ノ特別處理法ヲ講ズルト云フコト、第三ニ

テ、更ニ補強工事ヲ加ヘルト云フ、此三項ノ聲明ヲサレタノデアリマス、政友會ノ諸君竝ニ私共モ、政府ヲ代表サレタ總理大臣ノ此聲明ニ信頼ヲサレテ、諸君ハ所謂アノ重大ナ豫算案ヲ通過サセタコトハ、天下ノ齊シク認メタ所デアリマス、總理大臣ハ此聲明ニ基イテ適當ナル米穀對策ヲ、ドウシテモ議會ニ提案サレナケレバナラスト云フ羽目ニナリマシテ、御承知ノ通り所謂五相會議ヲ内閣ノ中ニ開イタ、一箇月ニ餘ツテ、所謂此提案ヲ練リニ練ツタ揚句、先ノ聲明ヲ裏切ツテ、即チ第一項ノ聲明中ノ眼目トモ云フベキ、臺灣朝鮮ニ於ケル特別會計ヲ全ク拠棄サレタ、即チ骨抜同様ノ提案ヲ以テ、此度議會ニ臨マレタノデアリマス、即チ此骨抜案ニ對シテ、委員會ニ於テ、只今委員長ノ報告ニアリマシタ通り、第一、外地米ノ統制移入ノ制限ト云フコトニ對シテ、痛烈ナル質問ガ政民兩黨ノ諸君ヨリ發セラレタコトハ、是ハ尤至極ノコトデアルト、私共ハ拜聽シタノデアリマス、第二ノ生産制限ニ關聯致シマシテモ、政府ニ何等ノ用意ガナイデハナイカト云フ此質問モ、亦當然ノ御質問デアツタト拜聽致シタノデアリマス、即チ政府ハ何トシテモ、政府自己ノ聲明ニ基キマシテモ、亦米穀對策ト致シマシテモ、外地米ニ關スル相當ノ提案ガナケレバナラヌ筈デアツタノニモ拘ラズ、自ラ其聲明ヲ裏切り、骨抜同様ノ案ヲ以テ議會ニ臨マレタト云フ所ニ、議論満腔ノ不満ガ現レタノハ、是レ當然ノ結論デアリマス(拍手)私ハ總理大臣ニ御尋致シタイ、何故政府ハ政府自ラノ聲明ヲ裏切ラナケレバナラヌヤウナ狀態ニナツタノデアリマスルカ、是ハ申上グル迄モナク、極メテ簡單明

瞭デアル、政府ニ斷ノ一字ヲ缺イテ居ルト
云フコトニ歸著スルノデアル、先程申シタ
通り、米穀統制案ヲ眞ニ實行シヨウト云フ
決意ガナカツタナラバ、國家ノ權力ヲ以テ斷
乎タル決意ガナカツタナラバ、此重大ナル法
律案ヲ實行スルコトノ出來ナイコトハ言フ
マデモナイ、而シテ此法案ヲ實行シヨウト
云フ時ニヘ、外地米ノ統制下云フ事ヨリ外
ニ名案ガナイト云フコトハ、政府自ラ認メ
テ、而シテ其重大ナ聲明ヲシタノデアル、
然ルニ倘テ之ヲ實行シヨウト云フ時ニ當ツ
テハ、外地官憲ノ反対ニ遭ウテ、斯ノ如キ
是レ齊シク日本帝國ノ國民ヂヤナイカ、ソ
レニ對シテソンナ差別待遇ノヤウナ事ヲ
ヤッテ、ドウシテ外地ノ統治ガ出來ルカ、一
視同仁ノ政ヲトウスルカト云フ、一部官憲
ノ反対ニ遭ウテ、總理大臣ノ腰ガ斂ケテシ
マックタト云フコトガ、此不徹底極マル狀態
ニナツタ次第アリマス(拍手)

シテ、ソレニ對シテ附帶決議トヘ何事デアリマス（拍手）諸君ハ何故ニ敢然ト所信ニ邁進スル所ノ決斷ト勇氣ヲ御持チニナラナイノデアリマス（拍手）サナキグニ今日議會ノ云フコトソレ自身ガ、即チ議會ノ權威ヲ自ラ傷ケ、政黨ノ信用ヲ失墜セシメル所以アルト云フコトニ、御氣付ニナラナイノデアリマスルカ、私ハ國家ノ爲メ實ニ慨嘆ノ至リニ堪ヘマセヌ（拍手）

更ニ特ニ政府ニ一言御警告ヲ申上ゲナケレバナラヌ事ガアルノデアリマス、ソレハ過日委員會ニ於テ總理大臣ニモ質問ヲ申上ゲ、更ニ今後ノ調査會ニ於ケル態度ニ付テ御警告ヲ申上ゲテ置イタ一點デアリマスルガ、此度政府方御提案ニナリマシタ此案ベ、先程申上ゲタ所謂一視同仁ノ政治ヲ爲サンガ爲ニ、却テ一視同仁ヲ裏切ルコト、最モ甚シイ結論ニ至シテ居ルト云フコトヲ知ラナケレバナリマセヌ、此政府ノ御提案ニナリマシタ法案ヲ實行スルコトニ依ツテ、日本國民ハ既ニ米穀特別會計ニ於ケル七億万圓、之ニ此度ノ法案ニ依ツテ四億五千万圓ト云フ、合計十一億五千万圓ト云フ、此大キナミ金ヲ溝ニ抛リ込ムト同様ノ結論ニ至ルト云フコトハ、火ヲ賭ルヨリモ明カデアリマス、此大ナル所謂米穀關係ノ損耗、是ハ廳テ特別會計ニ轉嫁サレ、日本國民ノ負擔トナラナケレバナラニ運命ニ置カレテ居ルノデアリマスルガ、此負擔ハ一體誰ガスルノカ、朝鮮臺灣ノ、此政府ノ米穀貿上ニ依ツテ、多大ノ利益ヲ受ケル外地ノ農民ハ、一文ダツテ其負擔ヲスルノデハアリマセヌ、其負擔ハ全部擧ゲテ吾々内地國民ノ負擔トナ

マセヌ、換言スレバ、此大ナル國民ノ負擔ハ、内地農民ノ負擔ニ於テ外地農民ヲ救濟スルト云フ、矛盾極マツタ法案トナツテ現レタト云フコトヲ考ヘナケレバナリマセヌ、吾々ハ國民ノ代表トシテ、此不徹底極マル、而シテ斯ノ如キ差別待遇ヲ含ンダ、此政府案ニ斷ジテ贊成スルコトハ出來マセヌ、是レ我黨ノ修正案ヲ提出致シマシタ理由デアリマス、ドウゾ満堂諸君ノ御贊同ヲ得マシテ、此修正案ノ通過スルコトヲ切望致シテ置キマス（拍手）

○議長(秋田清君) 謂肅ニ
通リデアリマスガ、移入ヲ制限スルト云フ
コトハ、成程論理的ハ論理的デアルヤウデ
アリマスケレドモ、是ハヤハリ一時便法
ニナルノデアリマス、此法案八十年ノ三
月三十一日迄ト云フ期限ヲ限ラレテ、サ
ウシテ此過剰ノ朝鮮米、臺灣米ヲ買上ゲ
ル、斯ウ云フ便法デアルノデアリマスル
ガ、假ニ勅令ニ依ツテ移入ヲ制限スルト致
シマシテモ、朝鮮ト臺灣ノ米ハ買ハナケレ
バナラズ、又米穀年度ノ來年度ニ至リマス
レバ、本年ノヤウナ豐作ノアッタ場合ニハ同
じ狀況ヲ來ス、是ハ即チ一時的、昭和十一年
ノ三月三十一日迄ト云フコトノ立法ニナッ
テ居ルノデアリマスガ、若シ小山君ノ説ノ
如ク修正ラシテ、移入ヲ制限スルト云フコ
ト云フコトハ、極メテ明瞭ナコトデアル、
然ラバ之ヲ二年延バシ、三年延バシテ移入
ヲ制限シテモ、何等根本政策ニハ觸レナイ
ト云フ、ソヨニ缺點ガアルノデアリマス、
故ニ吾々ハ此案ニ對シテハ、十分ナル根本
政策ニ觸レテ居ルモノトハ考ヘマセヌケレ
ドモ、一時的便法トシテ洵ニ已ムヲ得ナイ
モノガアルト考ヘテ居ルノデアリマス、又
政府ニ於キマシテハ、豫算案ヲ通過スル時、
日ニチハ忘レマシタガ、多分二月十四日
デアタクト存ジマスルガ、總理大臣ハ豫算通
過ノ際ニ、此米穀問題ハ刻下重要ナ問題デ
アル、我國ノ國防ト同様ニ、内政的ニ於テ
ハ非常ナ重大ナ問題デアルカラ、是等ニ對
シテ何等カノ對策ヲ講ズルノデアルカト云
フ、特ニ政友會ヲ代表致シテ、吾方同僚砂

田重政君ヨリ質問ヲ致シマシタ、總理ハ之ニ對シテニツノ聲明ヲ致シタノデアリマスルガ、第一ハ、米穀問題トシテ外地米ノ移入ヲ調節スルコト、第二ハ、右米穀ノ移入調節ノ爲メ朝鮮及ビ臺灣ニ各特別會計ヲ設置スル、此事ヲ天下ニ聲明ヲ致シタ次第デアリマス、然ルニ右ノ聲明ガアリテ以來、吾々ハ此齋藤總理ノ聲明ニ信賴ヲ致シテ、必ずモノト期待致シタノデアリマシタガ、會期三分ノ二ヲ経過スル今日ニ於テ、突如トンテ今回ノ提案ヲ爲サレタノデアリマス、之ニ對シマシテハ内閣ハ非常ナ重大ナ責任ガアルト思フノデス、移入ヲ適當ニ調節シテ、根本策ヲ樹デルト言ヒナガラ、特別會計ヲ朝鮮、臺灣ニ設ケルト云フコトハ全然裏切ラレテ、唯金ダケデ、餘ッタモノヲ已ムヲ得ズシテ買フト云フ跋ノ案ガ、茲ニ提出サレタノデアリマスガ、世間ニ申ス羊頭ヲ懸ケテ狗肉ヲ賣ルト云フ言葉ガアリマスガ、眞ニ羊頭ヲ懸ケテ狗肉ヲ賣ツタニ類スルモノト思フノデアリマス、然ルニ吾々ガ本案ヲ徹底的に修正ヲ爲スト云フコトニナレバ、是ハ本院ノ權限ニ於テ、御五ニ如何ナル法案ヲ作成スルコトモ、或ハ出來ナイコトハナイト考ヘルノデアリマスガ、併シ此根本政策ヲ樹ツルト云フコトハ、外地ト内地ヲ通ジテノ、一種ノ生産的制限ヲスルニ非ズンバ、此瘤腫ヲ除去スルト云フコトハ到底出來ナイノデアリマス、然ラバ之ニ豫算方伴ハナケレバ、茲ニ幾ラ法文ニ書イテ、一時的ニ朝鮮カラ入ル米ヲ驅逐スルシテモ、トニナルノデアリマスカラシテ、寧ロ此修

正ヲシテモ、修正案へ極メテ不徹底ノモノ
ガ出来上ルノデアル、豫算ノ伴ハナイ、根
本策ニ觸レナイモノヲ、此法文ニ徒ニヤッテ
モ、純理ヲ以テ進メバ、理想ヲ説クノナラ
バ宜シイケレドモ、吾々ハ實際政治ヲヤッテ
居ル、現實政治ニ當ツテ行カナケレバナラヌ
モデアリマスガ、本案ノ重大性質ニ鑑ミテ、
若シ是ガ廢棄ヲスル、廢案ニナルト云フヨ
トニナレバ、政府モ重大ノ責任ガアルト同
時ニ、我が國家ノ農業界、農村ノ現在ニ於
テモ、非常ナ行詰チ居ル状況ニ、更ニ今回
統制法ガ威力ヲ失シテ、米價ノ状況ノ見据
ガ付カヌト云フヤウナコトニナツタナラバ、
此不安ト此影響ハ極メテ重大ナモノガアル
ト私共ハ考ヘテ居ルノデアリマス(拍手)故
ニ今回ノ提案ハ、吾々ハ衷心カラ甚ダ遺憾
デアル、遺憾千萬デアルケレドモ、已ムヲ
得ズ之ニ賛成シナケレバナラヌ點ガ一ツデ
アリマス。

此全院ヲ通ジテノ希望デアル所ノ、外地ノ過剰米ヲ吸取ル方法ヲ講ゼヨト云フノデアリ。ルガ、之ヲ講ズレバ一億五千万ノ金ハ無クナッテ、茲ニ三億圓ト云フモノハ、豫備金ノ形デアリマスガ、實ハ國庫ノ義務契約ニ屬スル、國庫負擔ノ、アノ契約ト同様ノ趣意ニ於テ、大藏省ニ於テハ此袋ヲ握ツテ居テ、必要ガアツタ場合ニ、來年度ガ非常ナ大豐作デアツタ場合ニハ此金ヲ使ツテ、一時三月三十一日迄ヲ繙縫シテ、此對策ヲ講ズルト云フ。臨時ノ豫備費トシテ之ヲ取ツテアル、サウシテ之ヲ農林大臣ガ勝手ニ使フ「ルーズ」ニ使フト云フ意味デナイト云フコトヲ、ハツキリ致シテ居ル、是ハ所謂傳家ノ寶刀トシテ、米穀統制ノ威力ヲ具ヘル爲ニ備ヘタ所ノ、是モツツノ臨時立法デアル、斯様ニ考ヘテ居リマス、而シテ斯様ナ政府ノ趣意ニ依リ、吾々ガ此本案ヲ縱横ニ審議シタ結果ト致シマシテ、如何ニモ重大デアル、重大デアルガ、政府ハ斯様ナコトヲ流レ渡リニヤルト云フコトハ、既ニ豫算總會ニ於テ聲明ヲ裏切ツテ居ル、吾々ガ信賴シテ居ルニ拘ラズ、裏切ツテ、遽々トシテ會期切迫ノ、三分ノ二ヲ経過シタル今日ニ出スト云フヤウナコトハ、洵ニ不誠意極マルモノデアル、故ニ此根本策ヲ樹ツルト唯言ハレタノミデハ、吾々ハ信賴ハ出來ナイ、同時ニ又來ルベキ十年度ニ於テ、ドウ云フ天候ノ關係デ豐作ニ恵マレルカモ分ラナイ、サウ云フ場合ニハ、一層我ガ米穀事情ト云フモノハ、行詰ツテ來ルノデアリマスカラシテ、若シ政府ガ眞ニ誠意ガアルナラバ、臨時議會ヲ開イテ、サウシテ此根本策ヲ樹ツルト云フコトハ、國防ト同様ニ重大ナ意味ガアルト云フナデ、本院ハ此希望決議ヲ致シタノデアリ

マス（拍手）而シテ又此理由ニ依ッテ、吾々へ
政府ヲ信頼シテ、必ズ根本政策ヲ樹ツルモノ
ト信ジテ居ル、又齊藤總理モ屢々ノ聲明
ト言明ニ依リマシテ、誠意ノ認ムベキモノ
ガアルト考ヘマス、若モ此誠意ヲ裏切ルト
云フコトニナルナラバ、齊藤内閣ハ極ムテ
重大ナル責任ヲ取ラナケレバナラスト云フ
コトハ、茲ニ豫メ申上ゲテ置ク次第ニアリ
マス（拍手）

而シテ尙ホモウ一言附加ヘテ申上ゲタイ
コトハ、本院ニ於テ、此全國三千万ノ農民
ノ實生活ノ利害休戚ニ關係ノアル、此大問
題——法案ヲ審議スルニ當リマシテ、從來
ノ有ユル感情ヲ抛ヅテ、總テノ政策、總テノ
感情ヲ超越シテ、政民兩黨トモ、殆ド舉國
一致ノ精神ヲ以テ、政黨政派ヲ超越シテ、
此議院全院ノ決議トモアルベキ所ノ、此決
議案ニ對シテハ、恐ラク齊藤總理モ之ヲ裏
切ルト云フコトハ斷ジテナイト云フコトヲ、
私ハ斷言シテ置ク者デアリマス（拍手）故ニ
私ハ此政府ノ誠意ヲ信ジ、臨時議會ヲ要求
ヲ致シマシテ、サウシテ來ルベキ米穀年度、
即チ十月内外マデニ成案ヲ立てマシテ、サウ
シテ我國ノ極メテ重大ナル、此行請ツタ米
穀事情ノ解決ヲスルコトニ、邁進スルト云
フコトヲ信ジテ、本案ニ賛成ラシ、同時ニ
委員長ノ報告ニ賛成ヲスル所以デアリマス
(拍手)

卷之三

〔川崎克君登壇〕

○ 講義(林田清君)
○ 川崎克君登

○川崎克君 私へ只今議題ニナツテ居リマスル、此臨時米穀移入調節ニ關シマスル法案外二件ノ問題ニ付キマシテ、委員長報告ニ賛成ヲ致シ、又ソレニ附加ヘマシタ附帶決議ニ對シマシテ賛成ヲ致ス者デアリマス、

小山君ノ修正ニナリマシタ案ニ對シマシテ、其所以ハ此米穀法ヲ根本トシ、之ヲ基本トシテノ區々タル修正案ヲ提出致スガ如キコトデハ、此米穀問題ノ根本ヲ解決スルコトノ出來ナイコトヲ、私ハ信ズルカラデアリマス(拍手)私ハ斯様ナ意味ニ於テ、本案ハ認メマスケレドモ、本案ヲ認メル所以来、臨時議會ヲ召集シテ、成ダケ本案ノ實行ヲ阻止スル意味ニ於テ、本年ノ端境期マデニ少クトモ對案ガ出來マスナラバ、幾分カ此法律案ノ實行ヲ阻止スルコトガ出來ルト云フ意味ニ於テ、其重大ナル意味ニ於テノ附帶決議ヲ私共ハ贊成致スノデアリマス。儲テ之ニ對シマスル私共ノ、ドウシテモ臨時議會ヲ開カナケレバナラナイト云フ理由ハ、一ツハ財政經濟上ノ建前カラデアリ、又一ツハ米穀對策ノ點カラ見マシテ、極メテ重要ナル關係ガアルト云フコトニ論據ヲ置イテ居ルノデアリマス、一體此米穀ノ買入資金ノ調達方法ト云フモノハ、諸君モ御承知ノ通り、一時ハ年度ヲ限ッテ米穀證券ニ依ッテ借入ヲスルノデアリマスルガ、短期證券ノ發行ヲ致シテ、或ハ三箇月、或ハ六箇月ト云フガ如キ、短期證券ノ發行ヲ致シテ、或ハ之ヲ日本銀行ニ引受ケシメ、或ハ民間ニ於テ之ヲ引受ケルノデアリマスルガ、此法ヲ假ニ實施ヲ致ストスルナラバ、茲ニ四億五千万圓ノ短期證券ヲ發行シナケレバナラヌコトニナルノデアリマス、吾々ハ一般會計及ビ特別會計ニ於テ、本年度ノ豫算ニ協賛ヲ與フル場合ニ於テ、十億六千万圓ト云フ所ノ公債ノ發行ヲ認メナケレバナラ

又、此米穀法ノ實行ヲ節約スル圓ノ中ニ、交付公債ハ僅ニ六千万圓デ、約十億ノ公債ヲ發行スルノデアリマスガ、ソレハ大部分一時ハ日本銀行引受トナルノデアル、日本銀行ノ引受トナッテ、通貨膨脹ノ虞ガアルカラシテ、之ヲ民間ニ買ハシメルノデアリマスルケレドモ、此處ヘ持ッテ來テ、茲ニ四億五千万圓ノ米穀證券ノ發行ヲ見ルト云フコトニナリマシタナラバ、此證券ヲ消化スル方面ハ何處デアルカト云ヘバ、引受ハ日本銀行カ民間カ、ドチラカデナケレバナラヌガ、之ヲ悉ク日本銀行ニ於テカル、ノデアリマスルト云フコトニナリマシタナラバ、ドチラカデナケレバナラヌノデアリマス(拍手)此點ニ付テハ私共ハ、斯様ナ短大로アルト言ハナケレバナラヌノデアリマス(拍手)此點ニ付テハ私共ハ、斯様ナ短期證券ノ發行ヲ認メナケレバナラヌト云フコトヘ、經濟上ノ建前カラシテ、是ダケハ成タケ避ケタイ、之ヲ避ケル方法ハドウスレバ宜イカト言ヘバ、臨時議會ヲ開イテ、斯様ナ資金ノ要ラナイヤウニスルコトガ一番大切ナ要點デアルト、私共ハ斯様ニ思フノデアリマス、又此證券ハ年度が終リマスノ運用ニ依ッテ參リマスナラバ、ドウ云フ結果ガ來ルカト申シマスルト、今日政府ノ貯藏米ガ、農林省ノ報告ニ依リマシテモ千二百七十九万石ト言シテ居ルノデアリマスガ、ニナルデアリマセウガ、トドノ詰リハ何處ニ行クノデアルカト言ヘバ、最後ハ一般會計デ何トカ始末ヲ付ケナケレバナラヌコトニナル、一般會計ニ於テ始末ヲ付ケナケレバナラヌスト云フコトニナレバ、公債ノ發行ノ免レナイコトデアリ、是ガ國民負擔トナックトニ付ケナケレバナラヌコトニナルノデアリマスカラ、此點ニ付テモ、是ハ又非常ニ重

ノ節約ヲシテ居ル、然ルニ茲ニ四億五千万圓ノ特別會計ニ於ケル所ノ、斯ウ云フ借入金ヲ認メルト云フコトニナッテ、赤字公債ノ増發ヲ助長スルコトニナリ、他日ハ一般會計ニ累ラ及ボス基トナルト云フガ如キ事ヲ爲サルコトヘ、淘ニ矛盾シタ政策デアルト思フノデアッテ、是ハドウシテモ今日避ケラレナイモノデアラウケレドモ、吾々ハ避ケハ避ケザラント欲スルモ能ハナイ状態ニ置カル、ノデアッテ、經濟上ノ渾ニ山々シキ一大事デアルト言ハナケレバナラヌノデアリマス(拍手)此點ニ付テハ私共ハ、斯様ナ短期證券ノ發行ヲ認メナケレバナラヌト云フコトヘ、經濟上ノ建前カラシテ、是ダケハ成タケ避ケタイ、之ヲ避ケル方法ハドウスレバ宜イカト言ヘバ、臨時議會ヲ開イテ、斯様ナ資金ノ要ラナイヤウニスルコトガ一番大切ナ要點デアルト、私共ハ斯様ニ思フノデアリマス、又此證券ハ年度が終リマスノ運用ニ依ッテ參リマスナラバ、ドウ云フ結果ガ來ルカト申シマスルト、今日政府ノ貯藏米ガ、農林省ノ報告ニ依リマシテモ千二百七十九万石ト言シテ居ルノデアリマスガ、ニナルデアリマセウガ、トドノ詰リハ何處ニ行クノデアルカト言ヘバ、最後ハ一般會計デ何トカ始末ヲ付ケナケレバナラヌコトニナル、一般會計ニ於テ始末ヲ付ケナケレバナラヌスト云フコトニナレバ、公債ノ發行ノ免レナイコトデアリ、是ガ國民負擔トナックトニ付ケナケレバナラヌコトニナルノデアリマスカラ、此點ニ付テモ、是ハ又非常ニ重

ノ節約ヲシテ居ル、然ルニ茲ニ四億五千万圓ノ特別會計ニ於ケル所ノ、斯ウ云フ借入金ヲ認メルト云フコトニナッテ、赤字公債ノ増發ヲ助長スルコトニナリ、他日ハ一般會計ニ累ラ及ボス基トナルト云フガ如キ事ヲ爲サルコトヘ、淘ニ矛盾シタ政策デアルト思フノデアッテ、是ハドウシテモ今日避ケラレナイモノデアラウケレドモ、吾々ハ避ケハ避ケザラント欲スルモ能ハナイ状態ニ置カル、ノデアリマスルト云フコトニナリマシテモ、昭和十年度ノ米ノ作付及ビ肥料ヲ施シタ程度カラ考ヘテ、モウ生産制限ナント云フコトハ出來ナリ、日本銀行ノ引受トナッテ、通貨膨脹ノ虞ガアルカラシテ、之ヲ民間ニ買ハシメルノデアリマスルケレドモ、此處ヘ持ッテ來テ、茲ニ四億五千万圓ト云フモノハ、臨時議會マデニ引ズシテ參リマシタナラバ、ドウシテモ吾々ハ耐ユベカラザル負擔ヲ負ハナケレバナラヌコトニナルノデアリマスカラ、此點ニ付テモ、是ハ又非常ニ重

